

群馬用水土地改良区建設工事入札参加資格申請の受付について

申請することができる者

- (1) 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受けていること。
- (2) 令和6年1月1日又は申請受理日時点で有効な建設業法第27条の29第1項による総合評定値の通知を受けていること。
- (3) 納付すべき税を完納していること。

受付について

- (1) 期間 令和6年2月15日～令和6年3月15日まで
- (2) 時間 午前10:00～12:00 午後1:00～3:00
- (3) 場所 群馬用水土地改良区事務所（前橋市古市町406）

申請にあたっての注意事項

- (1) 法人が申請する場合には、申請の単位は法人単位です。受任者（支店・営業所）単位では受け付けません。
なお、委任する場合は、委任状（書式問わず）を添付してください。
- (2) 郵送による申請は受け付けません。
- (3) 申請書類はファイルに綴じ込み、提出してください。

資格の有効期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日まで

問い合わせ先

群馬用水土地改良区 管理課 （TEL 027-251-0019(代)）

申請書一覧（群馬用水土地改良区 理事長 後閑 千代壽 宛て）

1. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
2. 会社概要書 資本金・売上金・職員数（経理事務士・技術者・技能者）・営業年数等記載されたもの
3. 建設業の許可証（写）
4. 総合評定値の通知書（写）
5. 納税証明書（写） 国税・都道府県税・市町村税の写しで令和5年12月1日以降に発行されたもの。
6. 登記事項証明書（法人の場合のみ）もしくは、身分証明書（個人の場合のみ）、各証明書とも写しで可
7. 障害者雇用状況報告書（写） 該当する場合のみ（令和5年6月1日時点）
8. 営業所一覧表
9. 工事経歴書
10. 技術職員名簿
11. 使用印鑑届出書・印鑑証明書（写）
12. 委任状（申請を委任する場合のみ）



※調査・測量コンサルタント等については、県の登録業者から指名選定する事となりましたので、書類の提出は必要ありません。